

魚津市告示第100号

魚津市ふるさと寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり寄附金の収納事務を委託したので、同条第2項及び魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第19条第2項の規定により告示する。

令和4年8月1日

魚津市長 村椿 晃

1 収納の事務を委託した者

法人名	所在地	代表者名
東急株式会社	東京都渋谷区南平台町5番6号	取締役社長 高橋 和夫
株式会社 ユニメディア	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号	代表取締役 末田 真
株式会社 ふるさと本舗	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号	代表取締役 八尋 洸太郎
株式会社 JALUX	東京都港区港南一丁目10番地1	食品流通部長 日比野 重太
株式会社オール アバウトライフ マーケティング	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号	代表取締役社長 土門 裕之

2 委託した事務の範囲

魚津市ふるさと寄附金の収納事務

3 委託した期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

4 収納の方法

インターネット等による公金支払の方法により収納する。